

県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会会議録

日時 令和3年12月7日（火） 開会時間 午後4時00分
閉会時間 午後4時59分

場所 委員会室棟第4委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人
副委員長 臼井 友基
委員 白壁 賢一 乙黒 泰樹 志村 直毅 向山 憲稔
宮本 秀憲 望月 利樹 山田 七穂 桐原 正仁
佐野 弘仁

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）入倉 博文
資産活用課長 小澤 浩
林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志
林政部技監 山田 秋津 林政部技監 鷹野 裕司
県有林課長 斉藤 直紀

議題 県民のための県有地の貸付及び賃料に関する件

会議の概要 県有地の貸付のあり方に係る提言の委員長案について事務局朗読後に質疑を行った。

主な質疑等

山田（七）委員 二-2、議会の関与の2つ目について、議会に対し少なくとも年に一度その状況を報告すべきことと書いてあります。議会として監視機能を十分に発揮するためにこの項目になったと思いますが、今回の委員会の中で貸付の現状の一覧表をいただきましたが、それだけを見せられても、なぜ貸しているものが全額減免になっているのか、また、30%、50%、70%の減額になっているのかというような理由が、これだけではわからないと思います。せっかく報告していただいて、私たちがそれをしっかり監視するためには、どのような案件で減免が考慮されているかということ、できれば具体的に点数表のようなものを作ってください、この表のこの点数だからここは70%の減免になりました、50%の減免になりました、ということがわかるような表を報告として提出していただきたいと思うのですけれども、その辺りはどのようなお考えでしょうか。

小澤資産活用課長 ただいまご指摘いただいた点について、我々としてもそのような方向でなるべく減免した理由、過程が十分説明できる形でご報告させていただくように検討して参りたいと考えております。

山田（七）委員 ありがとうございます。続きまして6その他貸付に関し考慮すべき事項の中で、貸付終了後に返却の際の条件というものも考慮すべきではないかと思いません。途中で契約が切れたり、契約終了後に施設等を残したまま出て行かれても困

るような気がしますし、人の手の入っていない施設というのは、防災面や防犯面でも非常に危険な感じがしますが、契約終了後の返却の際の条件を入れる予定はあるのでしょうか。

小澤資産活用課長 ご指摘の点でございますが、基本的な法律といたしましては、借家法や民法なりで、契約期間満了後の物件等がある場合の撤去の義務は法律上借り主の義務とされているところでございます。ただ、中には撤去しないままということもあり得るということでございますが、これについては、現状も契約の際に保証人を立てる形をとっておりまして、その収去費用、撤去費用等が発生した場合は、これについて補償を求める形で対応できると考えているところでございます。

志村委員 この委員会の取りまとめ提言案ということで、前回いくつか質問させていただいて、ルールを作った後、運用の監視があった方がいいのではないかと申し上げましたが、この中のどこに入っていますか。運用状況について、こういう意見を提言として今から出しますよね。そして、ルールができてくると。それに基づいて貸し付けの実際の運用が始まる。それが始まった後、この作ったルールの運用がしっかりなされているかどうかの監視をする機能が必要ではないかということ、意見として申し上げたのです。この中では、そのようなことに触れていないのかなと思ひまして、もしどこかに書かれているのであれば、どこに書かれているかなと。

卯月委員長 2ページの先ほど山田委員からも質問があったところの、議会に対し少なくとも、年に一度その状況を報告すべきことというところに当たります。

志村委員 そこは議会の関与という部分なので。私が申し上げたのは外部の方も含めて第三者的な形のものであった方がいいのではないですかと申し上げましたので、ここの議会の関与というのは私たちの関与ということが当然なのですが、それ以外の外部のものもあった方がいいのではないかという意見を申し上げたということでもあります。あと、もう1つ続けます。前回もこれは申し上げましたけれども、私としてはこの提言を出して、執行部の方で作っていただいたものに対してキャッチボールが必要かなと感じていますので、そこについて執行部の方でもご配慮いただければ非常にありがたいと思いますが、その点についてお聞きしてもいいでしょうか。

小澤資産活用課長 今後取りまとめていただきました意見をもとに、執行部においてルールを作成して参ります。このルールにつきましては、委員の皆様にはもちろんご提供させていただきますが、それとともに一部予定価格が判明してしまうような利率などについては不開示というか執行協議させていただく形になろうかと思ひますが、県ウェブサイトにも掲載して県民の方にも広くご覧いただくようにして参りたいと考えております。また、当然今後の運用の中で現在想定されていなかったような事案、不都合な点、追加すべき内容等があれば、適宜改正をするものと考えておりますので、そのような形で運用させていただければと考えております。

白壁委員 県とか、知事とかって言い方があっても、前の時にこんな言い方していたかな。例えば、議会の関与で言うまでもなく議会の云々、そこから入って行って、現在、知事が行っている貸付事務のうちではなく、現在行っている貸付事務の内ですとってきて、「～ことが県民の意思に沿うものとする」という、委員長が考えているものもこういう意味合いじゃなくて、これは当然のことだからという

意味合いでこう出してくるのが普通だと思うけど。それで条例によって、知事にその判断を、確かに知事だけれども、現状の「知事が、知事が」とみんなこう言っているが、中には、これは当然だねというところで、県にとっての制約が少ない手法である、もっぱら云々というところあるよな、こういうのはいいよね、県で。だけど、他のところはなんでこういうふうに「知事で」と。現行行っているのは、確かに代表者は知事だけれども、現在県が行っているという言い方が、本来からするといいよ。言っている意味分かってくれるかな。確かに、知事が代表者だから、そこに書いてもいいのだけれども、わざわざそこまで書かなくてもいいだろうという意味合いだから「知事が、知事が、知事が」になってしまう。この中に県っていうのが出てくる、これは県でいいよ、この下に出てくる。そういうふうに、細かく書かなくてもいいのではないかということなのだけれども、課長に言っても・・・今委員長に言っている。これは皆さんに、こういう方向でお願いしたいよと言って今取りまとめてあったけれども、これは一生残るから、そういう所をきちんとしておいた方がいいということ。あと、この所在市町村交付金の関係。これ建物についての関係なのだけれども、ここがよくわからない、意味が。現在、恩賜県有財産を借り受けている者は、新ルールが適用される部分少なからず影響を受けることが想定される者に周知説明の機会を十分に・・・これはあっている。これはいいよな。その上のところ、交付する必要がある案件について、これを確実に借受人に転嫁するためにどこに加算する旨を明文化、これを建物に加算すると言っているのかということだな。なぜ、それはどういう意味合いで、と言っている。これ誰か質問したよな。だから、これはこっちの話だけど、今ここでまとめたからもうこれであるけれども、土地があって建物にあるけれども、何でわざわざここに書くのだろうと思って、意味合いがよくわからない。確かに建物があれば、その中に入ってくるからということだけれども当然のことだよな。なんで、わざわざこう書くのかなという。今改めてみたら、何でこんなことを書くのだろうということ。新ルールが適用されるからか。そんなことないよな、もともとそういうところに対しては、土地があれば建物もあるのだから、既存の建物にそれもあるとそれを全部かけてしまうっていう意味かな。意味がわからない。

卯月委員長 当時の臼井委員とのやりとりの中で、何か答えられることがあれば・・・

白壁委員 どういう考え方でこのようになっているのかということだ。

小澤資産活用課長 前回、やりとりの中でご質問いただいた際に、まず、所在市町村交付金は本来借り主が負担すべきものであるということをおの方から答えまして、所在市町村交付金は借り主が負担するものということをお明文化しているのかというご質問に対して、現在のところ明文化したものはございませんというお答えに対して、今回のルール化にあたって明文化するという趣旨で私が答えたものが、こちらに反映されていると捉えております。

白壁委員 そういう話であれば、単純にその明文化したものを書けばいい。それを事細かく、建物と土地があってそういう場合には建物にかけるよと。今までないからそれを明文化すると書けばいい。あとその詳細な記載についてはどのようにするのかというのは、今度は我々が提言したら、皆さんから来るからそれだけ。実際そういうことだよ。こちらから、皆さんに聞いているわけではない。だからそういう書き方にしてくれればいい。部長の言うことを書いてもしようがないから、こちらで作っているから。その辺も後で委員会の方で話をして、提言書の中で、これちょっとわかりづらいから、それを出すから、それはまた執行部で今度は返

してくれればいい。ということで委員長お願いします。

卯月委員長 わかりました。それでは執行部の方から何かありますでしょうか。

小澤資産活用課長 今、提言案を拝見させていただきまして、執行部の方から1点お願いがございます。3ページ目の最初のマル、複数のものによる不動産鑑定を実施するとともに、有識者等を活用すること、というところがございます。これにつきまして、前回の委員会でもやりとりをさせていただきましたが、実情を申し上げます。例えば、清水市の県有地につきましては、令和2年度の賃料が230万円余であるのに対しまして、これに要した不動産鑑定は363万円余と、賃料を上回るような鑑定料が必要となっております。これについて、さらに2者の鑑定を徴した場合、単純に計算いたしましたところ、およそ3年分の賃料が鑑定料で全てなくなってしまいうということになります。これ以外にも、我々の方で実際やっているところでも、鑑定料が賃料の5倍ぐらいになってしまうような事例もございます。全ての貸し付けについて、2者以上の不動産鑑定を要するという形で規定することは、予算の有効活用とか収益の確保といった観点から、なかなか現実的に厳しいものがあると考えているところです。このため、例えば、見込まれる賃料が非常に高額であるなど、面積が広大、相手方との交渉等で難航したような場合、客観性を担保するという意味で鑑定をとっておりますが、客観性を担保する必要が特に高いと認められる場合については、2者以上の鑑定評価等を検討して参りたいと考えております。有識者の活用につきましても同様な形で、より客観性を担保する必要が高いと認められる場合に、有識者の方々にもご意見を頂戴するような形を取って参ればと考えているところでございます。

白壁委員 要は、乗数的な効果というか、例えば費用対効果もB/Cもそうだけれど、これだけのものに対して収入がこれだけしかないから、これを証明するためのものにこれはナンセンスだというのは、これは営利事業であれば成り立つのだけれども、公共的なものであると成り立たないんだよ。100万円しかないから、正当化するために、立証するために、150万円かかりましたとあって、これは50万円で済んだから、これを調査しないようにしようなんてこと絶対言えないんだよ。静岡市の県有地の場合にはこれだけかかっているから、収入がこれだけだから、300万円に対して200万円だから、100万円損するから調査しませんとか、そんなことがあるわけない。そうではなく、言い方が違うんだよ。公共的な物だと、絶対になるよ。当然じゃない。B/Cじゃないから。営利事業ではないんだ。当然そうなる。けれども、今回それを言わないで、この下に書いてあるようなところの中で、他の例えば今までのものを比べるとか、変動的なものが少ないとか、というものを考えていくなど、一物四価の中のこれが類似しているから、こういったもので交渉過程の中に入れていくために、こうなんだと言えば、それも一理であるという話だよ。だから、そういう言い方すると、もうそれは違うよと言うしかないのよ。そういうことではないのか、部長。だからそのために、下に書き込んであるじゃない。そのように考えていかなければ駄目なんだ。それは、そこだけそのようにやると、ちょっと違うよ、私も反対するよという話だよ。

市川総務部長 済みません、先ほどの2ページの二つ目のマルとの関係や、3ページ目の二つ目のマルとの関係、整合性にも関わってくるのではないのかなと思ってございます。2ページ目の一番下のマルについては、県の収入となるべき額や対象地が小規模のものにまで鑑定を行うことは必ずしも合理的とは言いがたいと、予算有効利用の観点から合理的とは言いがたいというお話もございます。そして、3

ページ目の二つ目のマルに、不動産鑑定を用いない場合であっても、貸付料の算定に用いる資料は、相続税評価額等を現況の利用状況を反映し、かつ客観性を有するものを用いるということがございます。

白壁委員 言っているのにも関わらず、その関係のつけ方を、また、この間と同じような説明をするから、では話をしようかということだよ。うちのところで今、ちゃんと説明しているから、これでいいではないかと思っていたんだよ。そしたらまた変なこと言い始めたので、そこ突っ込むよと言っている。

市川総務部長 そこの整合性を図る観点から、先ほど課長が申し上げた3ページ目のマルのところ、裸で何の条件もないまま全て今の意見案のままですと、複数の全ての土地について複数の者による不動産鑑定評価を実施するという事になってしまうので、整合性を図る観点から、土地が広大であったり、金額が高額であったり、あるいは交渉が難航したりといったときには、先生のご意見の趣旨を踏まえて執行部としてやっていくと、それを三つ合わせて言えれば、整合的に私どもも対応できることとなりますので、先ほどのような言葉足らずだったかもしれないけれども、課長のような答弁になってございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

白壁委員 だって、委員長案を一からずっと読んでいった。そうしたら、なるほどこの間言ったことはそのようにまとめてきたなと思っていたら、最後もう1回そういう説明をするから、それではおかしいぞと。こういうふうにならなくてここでこういうふうになっているということがよくわかっているから、委員長がまとめてきたなと思った。それでまたそのようなことを言うから、これはおかしいという意味合いだよ。

市川総務部長 ご主旨は分かりました。委員長の案について、私の方からはなかなか申し上げるところが難しいところでもありますけれども、前回の委員会でのご意見の中では、恐らく先ほど課長が答弁したような内容や詳細な答弁までは、多分させていただいてなかったのではないのかなということもありまして、あくまで委員のご意見がそのまま反映されたと思っております。その上で、委員長案を元に拝見させていただいて、先ほど申し上げたように、一つ前のマルと一つ下のマルとの整合性を図る観点からも、あるいは、そういった条件を付すのであれば、私どもとしても対応可能だということで、そういった条件を付していただければ、すなわち「複数の者による」の前にそういったところを書いていただければ、全体として整合性が取れ、かつ私どももきちんと責任持ってやっていきたいと思っております。

白壁委員 よく読んでみたら、この間指摘したことを上手くまとめたなと思っていたのよ。これでいいじゃないかと思っていた。こういうつもりでいたが、そのところを、ピンポイントで来たから、違うだろうってことだから、そういうことをこっちに聞かれても困るっていうことを、これはこれでそのようにまとめてきたんだったらいいじゃないのっていうこと。そこから、その話は委員長に質問していない。こういうことなんだ。だからもうこれでいいよ。いいというか、委員長がせっかく作ったやつだから、これでいい。それをわざわざ聞かないでくれる。

市川総務部長 あくまでも、私どもの方としてお願いさせていただいたのは、委員会としての提言ですから、それに沿ってやらせていただきたいと基本的なスタンスとして

思っております。ただそこは、先ほど志村委員からもキャッチボールというお話がありましたけれども、私どもとしては、このまま委員会の意見として取りまとめられてしまうと、どうしてもここだけができないということにもなりかねないので、そこは先生方にもご理解いただいた上で、願わくは委員会委員長提案ではありますけれども、ご修正の上でご提言いただければ、すべてそれに沿って対応させていただきたいと思った次第でございますので、修正のお願いをした次第でございます。

乙黒委員

委員長からこうして案を出していただいて、委員会でいろいろ出た意見がまとまっているなと思っていました。それで、志村委員がおっしゃるように、私も、その後運用の仕方の中でこれちょっと違うのではないとか意見があった時に、それを議会以外の第三者に検証するシステムは必要かなと思ったので、私もそんな意見を言ったつもりでいたので、それはないと思ってはいました。ただ今、白壁委員がおっしゃるように、これはあくまでも委員長案なので、執行部にぶつけるものはこれが絶対と思わないのです。我々の委員会を出したからといって、それが全部反映されるとは思っていないのですけれども、その上で「これはできるけれども、これはできない」という部分は、しっかりルールとして出してきたものを説明してもらって、また意見をやりとりする方が早いのではないかなと思ったのです。ここで終わりにするというものではなく、その上でルールを出してもらって、「ここはやはり委員会案をすべて受入れることはできませんでした」と言ってもらえれば、そうですかということで、また意見交換してよりブラッシュアップした公正なルールがつかれるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。単純に、出してもらった部分にまた意見をして、最終的にまたと、そうしないと次にその部分に意見をしたいと思ったら、本会議の一般質問でしなければいけないということですか。

市川総務部長

もちろん、このまま委員長案としてそのあと委員会にお諮りされるのかなと思っております。そうであるのであれば、今の表現のままの意味というのを、まず先生方にご理解いただきたいと思います。その意味というのが、先ほど言ったように、一つ上のマルと、一つ下のマルとの整合性が今の表現のまま、条件がないまま、裸でこのように書かれると、そもそもその相反するような意見にもなってしまうこともあるので、その整合性を図る観点からも、先生方にもご理解いただいた上で、条件を付していただくことにご賛同いただければという思いでございます。これは、結局最終的に委員会の案ということであれば、各委員のご理解が必須だと思っております。

乙黒委員

委員長案を読んだ時に、私も別に100%複数の不動産鑑定評価を実施しなければいけないというニュアンスには、恐らく誰もとらえていないと思います。あくまでも、先ほど部長や課長がおっしゃられたように、契約がうまくいかないのではないかなというようなケースがあったり、広大な場面であったり、そのように必要とするところだけやるという意味合いという認識で皆さんいると思います。書いてあるからといって、決して我々委員会が全ての県有地、県有林に対して、複数の鑑定を取れとは、恐らく誰も思っていないと思います。だから、決してこの表現にそこまでこだわってないという認識でしたが、あくまでも委員長案で我々が委員会で決をとることなので、それに対して執行部がそれを踏まえてどういうルールを作ってくるかという部分に対しては意見があるかもしれませんが、この部分に関しては、恐らく誰も全ての小さいところまで、複数の鑑定を取れと思っている方はこの中にいないと思いますので、そんなに心配しなくてもいいのではないかなと思います。

市川総務部長 とは言いましても、私どもは文書で仕事をやっている以上、何の修飾語、条件もなしに、このまま複数の者による不動産鑑定を実施すると書いてあれば、一緒の認識やその議論の経過を踏まえたというような感覚もお持ちかもしれませんが、私どもとしてはやはりさすがにそのようにとらえることができないものですから、やはりそこは、各委員の皆様にもご理解いただき、修正をしていただき、委員会としてのご提案をしていただければ、その他の部分も含めて、すべてご判断の通りに沿って対応するということができるものですから、その文書が、それこそ私どもも提言を踏まえて対応する身なものですから、きちんとした文書でいただけるとありがたいと思っております。

白壁委員 だから、こっちで提言して提案するものも全部飲むわけじゃないでしょう。できるものとできないものがあるからということで、委員長がこう提案をかけたんじゃない。そうするとこういうところで、調整をかけた提案書になっている。これでもうそのままいいと言っているのだから、そこをもう1回ほじくり出すということをしなればいい。それは提言で物を全部するというのはわかるよ。けれども、できるものとできないものがある。だから、できるものとできないものがあるから、それを、今委員長が出したものは、調整をかけているじゃない。だからそれでもう取れるものが出ないのだから、それはそのまま粛々と行ってもらえばいい。よくわからないな。また同じ答弁になるのか。

市川総務部長 3ページ目の一番、マルのその表現以外のところは、拝見した限りすべてそれに沿って対応できると思っております。あとは、各委員が、我々執行部としてなかなか現実的に難しい、あるいは他の意見との整合性がつかないところを、各委員がどう思って、この委員長案に賛成するかというような話になると思います。そこはぜひご理解いただいた上で、私ども執行部としてもご意見いただきたいと思っております。あえて、このまま裸で条件もなく書かれてしまうと、執行部としては対応できないということあらかじめ先生方にはご承知おきいただきたいということでございます。

卯月委員長 一番上のマルについて、もう一度、先ほど言われた修正案について、発言してもらっていいですか。

市川総務部長 私どもとして対応できるということについてです。「見込まれる賃料が項目、または面積が広大、交渉が難航しているなど客観性を担保する必要性が特に高いと認められる場合は」ということでございます。

宮本委員 3ページの1個目のマルと2個目のマルのところに、今、総務部長が言った留保条件をつけて修正という形で、委員長の方で皆さんに同意していただければ多分それで進むかなと思うので、そのような形でお願いします。

佐野委員 このくだりを私が質問したところがあるので、実際に現地を見にこの清水市に行ったのですが、非常に小さいところもあって、そういうものも予算をかけてやるのですかという質問をしたと思います。そのあとのものについては、そうは言ってもきちんと公平公正を取るために必要ではないのですかということも委員から出たんですよ。現実的には、委員長に采配をお願いして、そのところについてはこの委員会の中で、私の意見としては、あまりもうお金がかかるようなことをしてもという、それについては、皆さん意見は一緒だと思うので、それはそれですし、ここにあるものについて、委員長の方で修正をして、皆さんにお諮

りをするということが重要だと思っています。私の意見としては、その前段のあまり小さいところは、それは皆さんも同じだと思いますが、そのような形をとっていただければと思います。

乙黒委員

私はそこまでこだわりはなかったのですが、先ほど白壁先生の意見を聞いていて、その土地の金額の大小だけでその調査をしなくていいという判断はちょっとおかしいと思います。たとえ月10万円程度の、本来だったら払わなければいけない所が減免されていたとしても、不正な手続きで不正の相手に貸し付けられているという判断が、疑いが持たれた場合にはたとえ300万円、200万円かけても、調査してそれが正しいかどうかは見極めなければいけないと思います。それは行政ですから。民間であれば、それはお金もつたいないからそれはいいというケースあるかもしれない。行政ですから、小さいところまですべてひっくり返せということではなく、ただ、小さいからいいということではなく、疑いとかそういうのがなければ別に必要ないですし、ただ、疑義が生じた場合には、それが誰の提案なのかわからないですけれども、それが一般県民の方からの意見なのか、今回の住民訴訟もそこがきっかけですし、議員からの要求なのかかわからないですけれども、やはり疑義があるときには、金額や土地の大小に関わらず、そういう場合にはやはりやらなければいけない。ただその条件づけはちょっと難しいですけれども、そのようなケースには、しっかりと行政は精査してもらおうという条件はあるべきで、そういう場合には複数の鑑定が必要だと思いますし、そのあたりはモラルの調整なのかと思います。

白壁委員

例えば、知事公舎を借りたよね。スタートだから鑑定を入れた。10何万円。妥当性があるかどうかということで鑑定を入れたんだよ。では、これを何十万円もかけて毎年やるのか。そんなことしないよね。そうすると、ここの相場というのは、今現状として家賃相場というのが、極端に下がっているとか、極端に上がっていると言ったら、やらなければいけないかもしれないけれども、大体平らではないかというのがここに書いてある。この委員長案の中に書いてある、同じようなことが。だから近隣だとかそのような所で、例えば一物四価の物が、路線価がそれほど変わらない、周りの建物の隣に暴力団関係者の事務所ができたとか、近くで事故物件が出たとかいう時には下がるかもしれない。基本的にはそうなる。同じなの。本当3年ごとの見直しだって言ったときには、例えばそうやっていったときに、何かがなければ、絶対にそんなに変動しない。変動しなければ、3年ごとの見直しだって、それを審議する期間があればもうそれで動いてしまう。だから、スタートだとか、何か問題が起きたときとかという時には、やらなければならないよということ。それを言っているの。それはなぜかということ、県民が見たときに、確認したときに後ろ指を指されないようにしましょうということだけれども、そのときには家賃が10万円で、それを審査するのが20万円であってもやっておかなければならないじゃない。だから、何もなければそのままということをやっているの。意味わかってくれるかな。当然のことだと思うんだよね。だけど、普通そんなことはあり得ない。だから普通は、行けばそのままずっと行けるのが普通なのよ。ということをやっているのだから、もう、あんまりこれ非生産的だから、もうやめよう。もうよくわかっているから。

志村委員

だから、これを読んで、やはりどうしても、今の問題になっているマルよりも上の貸付の算定方法の最初のマルのところ、原則として最も正確性が期待できる不動産鑑定評価結果を活用すべきこととなってしまっているから、不動産鑑定をクローズアップしているのです。でもさっきから白壁委員が言うように一物四価、大体土地の価格はもちろん必要があるから鑑定を取るので

が、路線価もあつたり、公示地価もあつたりそのようなものを、実勢価格も見ながら、大体、価格というのはそれなりのところに収斂していくものだと思うので、そういうものももちろん参考にするという前提があつて、それでも不動産鑑定を取らなければならないとなつたら取る、必要があれば複数、という意味だと思っています。それでいいですよ。

卯月委員長 それでは、3ページの一つ目のマル。この最初のところに、先ほど皆様のご意見を賜った上で、例えば「見込まれる賃料が高額または面積が広大で交渉が難航していると、客観性を担保する必要性が特に高いと認められる場合は」ということを付け加え、修正するというところでよろしいですか。そのように修正することといたします。それでは、修正後の案を特別委員会の意見として、委員会として執行部あてに提出したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

卯月委員長 異議なしと認めます。よつて本修正案を当特別委員会の意見とし、委員会として執行部あてに提出することといたします。ご了承願ひます。また、字句等の整理につきましては、委員長にご一任願ひたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

卯月委員長 なお、執行部はルール作成にあたりまして、これらの意見を最大限踏まえるようお願いいたします。執行部から、決意表明等ありますか。

市川総務部長 非常に熱心なご議論そして貴重なご意見、誠にありがとうございました。私どもの不十分な答弁によつて、時間がかかつてしまったことに対して非常に申し訳なく思つております。今、改めてこのように提言をいただきましたので、私ども執行部としてこの提言に沿つて早速ルール策定の作業に入りたいと思ひます。その上で、速やかに各委員には策定次第、お届けしたいと考えてございます。

卯月委員長 執行部を信用しての提言ですから、是非よろしく願ひたいと思ひます。次に、当委員会の中間報告についてであります。委員各位には、11月17日以降4回にわたり、熱心にご議論いただき、本日は、一般県有地の貸し付けに関する当委員会としての意見を集約したところでありまして、委員長としましては、これまでの審査を行った内容や、本日集約した意見について、県議会や県民の皆様にも周知する必要があり、本会議で中間報告すべきものと考えます。つきましては、本定例会の閉会日に中間報告を行うことを申し出ることとし、本委員会が審査した事件に関する中間報告の作成、並びに委員長報告については、これを委員長に委任願ひたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

卯月委員長 異議なしと認めます。よつて、中間報告の作成並びに委員長報告については、お諮りしたとおりの決定されました。委員各位に申し上げます。本件に関する今後の審査日程等につきましては、委員長に委任願ひたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

卯月委員長

異議なしと認めます。よって、本件に関する今後の審査日程等につきましては、委員長に委任されました。ただいま、委任されました委員会の日程につきましては、後日通知いたします。ご了承願います。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって閉会いたします。

以 上

県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員長 卯月 政人